

旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会報告書

平成30年2月13日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

副委員長 山本恒道

平成30年2月13日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	結 果	概 要
1 旧アルファビゼンの疑惑に関する調査について ① 証人の出頭要求について 塚元年弘氏 ② 証人尋問について 塚元年弘氏 ③ 記録の提出要求について ④ 次回の委員会について ⑤ 証人の出頭要求について	継続調査	—

旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会記録

招集日時	平成30年2月13日（火）	午前10時30分		
開議・閉議	午前10時30分	開会 ～	午後2時45分	閉会
場所・形態	委員会室A B	閉会中の開催		
出席委員	副委員長	山本恒道		
	委員	尾川直行		橋本逸夫
		田口健作		津島 誠
		掛谷 繁		守井秀龍
		立川 茂		西上徳一
		山本 成		石原和人
		森本洋子		星野和也
欠席委員	委員長	川崎輝通		
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鶴川晃匠		
参考人	なし			
証人	塚元年弘			
説明員	なし			
事務局	議会事務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍聴者	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
審査記録	次のとおり			

午前10時30分 開会

○山本（恒）副委員長 皆さん、おはようございます。

本日、委員長が都合により欠席いたしておりますので、委員会条例第12条第1項の規定により副委員長の私が委員長の職務を代行させていただきます。

ただいまの御出席は13名です。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を開会いたします。

前回の委員会において次回の委員会開催日については、本日開催の幹事会において決定することといたしておりましたが、議員の任期満了を間近に控える中で、現状の進め方では調査が終了しないのではないかとの意見があり、前回の特別委員会閉会后、急遽幹事にお集まりをいただき予定どおり本日午前9時30分から幹事会を開催した後、午前10時30分から特別委員会を招集することになったものでございます。また、2月9日にも臨時の幹事会を開催し、本日の特別委員会に向けて準備を進めてまいりましたもので、委員各位の格段の御協力をお願いいたします。

それでは初めに、傍聴の取り扱いについてです。

本日の会議につきましては一般、報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は、委員会室Cにて音声のみの傍聴をしていただくことにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。そのように決定します。

また、報道関係者からの申し出をお受けしております写真撮影、録音及び録画は許可しておりますが、証人尋問につきましては証人の意見を聞いた上で委員会にお諮りします。

次に、本日の議会日程でございますが、お手元に配付しておりますのでごらんください。合わせてこれまでの幹事会において本日御決定をいただき証人出頭要求案をお手元に配付しておりますので、ごらん願います。

本日の委員会はこれを順次お諮りしてまいりますので、よろしく願いいたします。

まず、証人の出頭要求についてお諮りいたします。塚元年弘氏に対する証人の出頭要求につきましては、記載のとおり本日の委員会において、直ちに行うことに御異議ありませんか。

田口委員。

○田口委員 委員長、冒頭にも今までみたいな形じゃあ、時間もないんで間に合わんというふうな言い方されて、これはこれで私もええと思うんですよ。ただ今後、後に例えば証人を呼ばれる方がおるときに関しても、きょうと同じように幹事会でもう話をして、相手の方に話をして進めて、それできょうみたいに即証人を呼べるような状態にさせていただけるというふうに思うとってよろしいんですか。

○山本（恒）副委員長 できるだけそのように、幹事の方と相談して進めていきたいとは思いますが。

田口委員。

○田口委員 できるだけ言わずに、今回きょう1日のために幹事会3回開いとるわけです。毎日でも幹事会して、どんどんどんどん呼ぶ人がおるんなら呼んでもろて、きょうみたいに決めてもろて、きょう委員会でじゃよろしいよと言うて、また30分後にその証人さんに来てもらうというふうにしてください。ぜひそれをお願いして、了解します。

もう一つの委員会みたいに、証人呼ぶんだったら委員会で決まって、幹事会で決まって、委員会で決まって、その1週間後にじゃあ呼びましようとかいうようなことじゃないように、ぜひお願いします。お願いします。

○山本（恒）副委員長 できるだけ幹事会のほうへ、幹事の皆さんもおられますけど、努力させていただきます。

〔「はい、お願いします」と田口委員発言する〕

橋本委員。

○橋本委員 ちょっと手続上の問題なんですけれども、本日既に来られとるわけですから、証人の出頭請求というんですか、出頭要求を出されておると思いますが、これは議長名でたしか出すはずなんですよね。それらは本委員会で、この委員会で正式にじゃあ次には何月何日にこの人を呼びましよう、こういうことを聞かましようということを委員会で決定してから、それを議長に伝えて、議長から出頭請求をされるのが本来なんですけど、それを省略して本委員会の決定なしで議長から、何か事務局のほうに言われるんだったら、答弁できるんだったら、そういう手続を踏まなくても出頭請求は適法なのかどうかだけ確認をしたいんです。もしなんだったら休憩して事務局に答えてもらっても結構です。

○山本（恒）副委員長 暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時40分 再開

○山本（恒）副委員長 再開いたします。

まず、塚元年弘氏に対する証人の出頭要求につきましては、記載のとおり本日の委員会において直ちに行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、塚元年弘氏に対する証人の出頭要求につきましては本日の委員会において直ちに行うことと決定いたしました。

それでは、議長に対して直ちに証人の出頭要求を行うため、暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前11時04分 再開

○山本（恒）副委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

休憩中に証人に対して、出頭要請書を手渡しし、直ちに証人喚問に応じていただくことに了解を得ましたので、証人尋問についてを議題とします。

それでは、本日举行証人尋問について、お手元に配付してあります資料1に基づいて説明をさせていただきます。

証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証人を拒むことができることとなっています。証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追を受け、また有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき。またはこれらの者の名誉を害するべき事項に関するとき、公務員の職務上の秘密について尋問を受ける場合、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、これらに該当するときはその旨を申し出ていただきます。それ以外に証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金を処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合は宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても次の場合はこれらを拒むことができることとなっております。証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が証人が証言拒否等をできる場合の注意事項、罰則になります。

なお、証人にはこの資料をもとに事前に説明を行います。

それでは、塚元年弘証人に入室していただきますが、この際暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 再開

○山本（恒）副委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、急な要請にかかわらずもせず本特別委員会の出頭要求にお応えいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

これより証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問につきましては地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性についてはあらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意させてありますが、その内容を御承知いただけましたでしょうか。

○塚元証人 はい。

○山本（恒）副委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

傍聴者の皆様、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立お願いいたします。

それでは、塚元年弘証人の宣誓書を朗読願います。

○塚元証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

○山本（恒）副委員長 ありがとうございます。御着席願います。

宣誓書に署名、押印を願います。

これより証人に証言を求めますが、証人は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して発言をお願いいたします。

また、各委員に申し上げます。

本日は、旧アルファビゼンに関する疑惑について証人より証言を求めるものであり、不規則な発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されるようあわせて要望いたします。

これより塚元年弘証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料2の証言を求める事項について尋問させていただきます。

尋問は、1件ずつ委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望される委員は、委員長の許可を得てから行ってくださいますようお願いいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは塚元年弘さんですか。

○塚元証人 はい、そうです。

○山本（恒）副委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いありませんか。

○塚元証人 はい、間違いありません。

○山本（恒）副委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては、委員会を代表して委員長から行います。

1、外部に流出した旧アルファビゼンに関する内部文書について証人の知っておられることをお尋ねします。

〔「はい、何でしょうか」と塚元証人発言する〕

証人の知っているところを内部文書の流出、旧アルファの件について知っておられることを

お聞きします。

○塚元証人 日生の田原さんに書類をもらって、それで配っただけです。

○山本（恒）副委員長 ありがとうございます。

各委員からの発言を許可しますが。

西上委員。

○西上委員 その資料なんですけれども、いつどこでいただいたものなのでしょうか。

○山本（恒）副委員長 どうぞ。

○塚元証人 平成27年8月の末に田原さんの自宅の裏側の6人がけのテーブルのところでもらいました。上はブドウの棚でありました。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 裏のブドウ畑6人がけと言いましたけど、それ以外ではありませんか。それ以外の場所でももらったことはありますか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 今問題になっとる書類はブドウ棚の下でもらいました。それで、問題になってないリコールの書類やこは、応接間の仏壇の前でもらいました。いいでしょうか。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 今、田原さんのお名前が出ましたけれども、どのようなきっかけでお知り合いになったのでしょうか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 田原さんとは、私の友人の藤原運送の社長の紹介でお会いしました。

○山本（恒）副委員長 よろしいか。

西上委員。

○西上委員 その藤原運送の社長さんとも一緒に3人でお会いされたのは、一番最初に紹介されたときだけでしょうか。その書類をいただいたときは、いらっしゃらなかったのでしょうか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 2人きりでもらいました。ブドウ棚の下でもらしたのは、田原さんと2人です。

○山本（恒）副委員長 よろしいか。

西上委員。

○西上委員 昨年私の一般質問の中で、田原氏は資料は塚元氏からもらいましたと御答弁されたわけなんですけれども、これについて塚元さんはどのように思いますか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 アルファビゼンのことに関する資料を渡したことはあります。

○山本（恒）副委員長 ほかにありませんか。

西上委員。

○西上委員 アルファ以外で、私の一般質問では1から9までナンバーをつけた資料が塚元さん

からも御提出、この間されたわけですが、それについても塚元さんからいただいたとの御答弁だったんですけど、それに関してはどうのように思っておりますか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 1から10までの資料と書いた分は、田原さんからもらったもので、私が渡したものではありません。

○山本（恒）副委員長 よろしいか。

○西上委員 はい。

○山本（恒）副委員長 橋本委員。

○橋本委員 証人にお尋ねをします。

27年8月末ごろ、田原氏から田原邸の近くのブドウ棚の下で、内部文書をいただいたというふうに証言をされましたが、その内部文書はどういったものか私はまだ見ておらんのでわからないのですが、その資料を委員長、提出願うようにお願いできませんか。資料提出を。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。その書類を見せて……。

〔「今ここにありますからいつでも提出します」と塚元証人発言する〕

〔「事務局、提出してもらってください」と橋本委員発言する〕

暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時44分 再開

○山本（恒）副委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

橋本委員。

○橋本委員 先ほど、休憩中に閲覧をいたしました内部文書と言われるものでございますが、大変膨大な量がありましたが、これらは全て田原氏から証人がいただいたものなんですか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 はい、そうです。全てです。このアルファビゼンが移転って名前書いとんのは、自分がつくった分です。

○山本（恒）副委員長 橋本委員。

○橋本委員 私は、田原さんからいただいた書面を閲覧したいということでお願いしたんですけど、先ほどのほいじゃあ文書の、閲覧した文書の中には塚元証人が作成した文書も入っているということですか。

〔「この1枚だけですね。一番上の。時期がわからんですからね」と塚元証人発言する〕

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 27年8月を思い出すのにいろんな書類を見て、アルファビゼンの市庁舎移転のときやったのがわかって、これを一緒につけてるわけです。いいでしょうか。

○山本（恒）副委員長 橋本委員。

○橋本委員 それで、先ほどの文書は全て27年8月末、田原邸の近くのブドウ棚の下でいただいたということですか。それとも、後日いただいた文書も全部まぜて今我々が見たんでしょうか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 ブドウ棚は本宅の田原さんところの家の裏のテラスみたいところがブドウ棚になっとなんで、よそでももらったわけじゃないです。これ全部1回でもらいました。

○山本（恒）副委員長 橋本委員。

○橋本委員 その後、仏壇のある部屋でいただいた文書もあるということなんですけど、それらは今ここには持ってこられてはないんですか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 一部あると思いますけど、何様物すごようけありますんで、出せいや全部持ってきます。

〔「いや、よろしいです」と橋本委員発言する〕

○山本（恒）副委員長 橋本委員。

○橋本委員 先ほど閲覧した、回覧した文書の中に紙を張って見えなくしてある、セロテープで、紙を張ってセロテープで張ってました。原本のように思うんですが、あれらの見えなくした行為は、これは田原さんがやったんですか、それともいただいた塚元証人がやったんですか。どちらですか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 田原さんからもらった分は、ほとんどA3なんですわ。それで、A3じゃったら自分らが配るのに困るからA4に直したんです。それで、早う言うたら落書きみたいがあるから、それに紙を張ってテープで張ったのは自分です。それで、コピーして配る用紙に直したんです。

以上です。

○山本（恒）副委員長 橋本委員。

○橋本委員 田原氏から直接いただいた内部文書というのは、A3判だったと証言されましたが、それは今現在、塚元さんの自宅かどこかに存在しておりますか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 全部ではなしと、A4の分で裏表コピーしとる分があるわけです。監査の判こを押しとる分、これはA4のままです。A3ではほとんど資料とか別紙とか書いとるもんがA3です。それで、どこにあるか言われたら、いろいろ作業を2年間やってますから、リコール運動も3遍してます。リコール運動じゃない、署名運動。それみな、田原さんとやってます。

以上です。

○山本（恒）副委員長 橋本委員。

○橋本委員 先ほど、我々がずっと閲覧した文書は田原さんから直接いただいた文書ではなくっ

て、一部はそれらに塚元証人が紙を張ったりして、余りこれは他へ流布するのに都合が悪いからということで紙を張ってコピーをとったというふうに判断しとったらよろしいですか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 流すときに余り汚い紙は流せれんわけなんです。だから、きれいに見えるように張ってとめとるだけです。

以上です。

○山本（恒）副委員長 橋本委員。

○橋本委員 これ田原氏からいただいたということなんですけれども、田原氏はこれらの文書をどこから入手したという入手経路については、証人に伝えましたか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 一切聞いてないです。

○山本（恒）副委員長 橋本委員。

○橋本委員 そしたら、監査事務局で自分が監査しとるときにこれもらった書類だ、あるいは自宅に持って帰ってコピーしたんだとかというような、そういった具体的なことは全然聞かれてないんですか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 最近になって監査の人の書類らしいいろいろな話が出て、ああそうかなと思うだけで、自分は監査とかその役場のことは一切わからんです。ここ最近、吉村さんのことを始めて、初めてこの市役所に入入りしとるだけで、ここに入入りしたこともないです。

以上です。

○山本（恒）副委員長 橋本委員。

○橋本委員 最後にします。

この件で、西上議員が一般質問の中でこういったことを言われたときに、田原市長はそういうことをした覚えは一切ないということで、完全否定をしました。ところが、証人はこれは田原さんからいただいたんだというふうに言われます。それらを客観的に証明する何らかのものはありますか。例えば、同席をしておった者がおるとか、あるいはこれは田原さんが確実に私に渡したもんだということを証明する手だては何かありますでしょうか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 この文書は、私はできません。つくることもできんし、もらわん限りこれを読むこともできんです。それで証拠証拠言う前に、この文書は何でわしのところに来るんかをもうちょっと考えてください。

以上です。

○山本（恒）副委員長 よろしいか。

橋本委員。

○橋本委員 私の質問にはちょっと答えになっとらんのですけれども、客観的にそれを証明する

手段というのではないというふうに認識しておってよろしいでしょうか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 客観的かどうかわかりませんが、私がもろた文書そのままです。ほかにありません。

○山本（恒）副委員長 よろしいか。

ほかに。

立川委員。

○立川委員 済みません。証人の方からお話があったんですが、確認なんですが生日の田原氏よりってということで、皆さん田原氏ということでお話しされてますが、この田原氏は田原隆雄氏という確認でよろしいですか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 はい、そうです。田原隆雄氏です。

○山本（恒）副委員長 ほかに。

山本成委員。

○山本（成）委員 証人にお聞きします。

内部文書ですが、今田原隆雄さんという方の名前が出ましたけど、渡された方はどのような目的で渡されたと思っておりますか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 僕はいろんなところで聞いたところでは、田原さんが私に渡した意味は、恐らく田原さん以外わからんと思います。もろたんは僕です。それだけです。

○山本（恒）副委員長 山本成委員。

○山本（成）委員 でしたら、もらわれた資料はどのように使われましたか。あるいはどこへ配りましたか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 リコール運動をするために、あっちこっちに配りました。それだけです。

○山本（恒）副委員長 山本成委員。

○山本（成）委員 配られてるときは、お一人でしたか、それともどなたかに手伝っていただきましたか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 僕一人で、友人のところとかいろんなところへ行って渡しました。

○山本（恒）副委員長 山本成委員。

○山本（成）委員 でしたら、この内部資料をもとに、ちょっと聞き方が難しいんですけど、こういう内部資料をもとに会合や会議などを開かれたことはございますか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 この資料で会合を開いたことはありません。リコールのための会合はしたことはあ

ります。

○山本（恒）副委員長 山本成委員。

○山本（成）委員 証人にお聞きします。

リコールの会合などにはどのような方が参加されておりましたか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 それは、ちょっと控えさせてください。

○山本（恒）副委員長 ほかにどなたか。

守井委員。

○守井委員 御苦労さまです。何点かちょっとお聞きしたいと思うんですけども、先ほど見せていただいた資料はまだ委員会のほう、市のほうへは提出はされてないということなんですけども、委員会のほうから依頼がありましたら、こちらのほうへ提出していただけるお気持ちはありますか、どうですか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 はい。今皆さんが集まってるから、これこのまま出したいと思います。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 委員会では思うんですけど、そういう気持ちがあるということで理解させていただきたいと思います。

それから、何カ所か配布されたというふう聞いておるんですけども、それは10カ所以上ぐらいな感じですか。それとも、二、三カ所かという感じで、いかがですか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 五、六十とはきかんとおもいます。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 ありがとうございます。

それから、ちょっと今見させていただいただけの資料なんで、その資料がどういう形で一般の方に見れるのかなというように感じて、ちょっと見させていただいてたら起案文書といいまして、いわゆる市役所の中の文書のようなお見受けをしたわけなんですけれども、そういう文書が、いわゆる市役所の中の方でないとお持ちでないという資料だと私は思うんですけども、そういう資料を見られたときに、証人はどういう感じをお受けになりましたでしょうか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 おもしろいことようけ書いとる思うて、配りました。

○山本（恒）副委員長 よろしいか。

○守井委員 はい。

○山本（恒）副委員長 森本委員。

○森本委員 きょうはありがとうございます。済みません。確認だけさせてください。

友人の藤原運送の社長さんの紹介でって言われたんですけども、田原氏に会ってくださいと

いうことでお話が来たんでしょうか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 藤原運送の社長とは40年のつき合いですけど、田原さんを入れてくれというて票を入れたことはあるけど、そんなに親しい仲じゃないです。

○山本（恒）副委員長 森本委員。

○森本委員 それで、塚元さんに一度ほな会っていただけますかというようなお話が来たんでしょうか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 そのところはちょっと返答が難しいぐらい、僕もそこはわかりません。はい。友達として話ししてという話ですから。

○山本（恒）副委員長 森本委員。

○森本委員 そしたら、田原さんの御自宅に伺った経緯をもう少し詳しくお話ししていただいてもいいですか。どういうふうな形でお会いすることになったのか、塚元さんから訪ねていかれたのか、それとも田原さんから来てくださるということがあったのか。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 それは僕が訪ねていったと思います。

〔「わかりました。ありがとうございます。いいです」と森本委員発言する〕

○山本（恒）副委員長 ほかに。

西上委員。

○西上委員 前に戻るんですけど、12月8日の私の一般質問の中に田原さんは十数回、塚元さんとお会いしたと言っておられるんですけども、その十数回の中でも順番に区分けして、まだいろいろその資料をもらったり、また会話もしながらいただくと思うんですけども、どういう会話をされたりしたんでしょうか。覚えている限りでお願いします。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 弁護士のところ民事訴訟を起こさういうて、二、三遍、うちに迎えに来て、田原さんの運転で弁護士のところ行ったことがあります。あとはいろんなところで会ってます。自分が訪ねていっとなは10遍やそこらじゃないです。

以上です。

○山本（恒）副委員長 よろしいか。

西上委員。

○西上委員 弁護士の方のところへ行ったと言われますが、その弁護士の方はそりゃ証言いただけますよね。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 オンブズマンのミツナリか何かという、※※※※※※※※です。

○山本（恒）副委員長 掛谷委員。

○掛谷委員 御苦労さまです。文書の流出ということですが、この文書が公文書、いわゆるメモであるとか公文書、一番大事なものは公文書なんですけども、これを田原氏からいただいたときには、今ちょっと無理いうんがありましたけど、これは手に入れることがなかなかできないものだというふうにお感じだと思うんですけど、そのところが公文書であるという認識は塚元さんはどのように思われたのか、そのところが重要だと思ったりするんですよ。そこについてはどういふふうに思いましたかをちょっとお聞きしたいんですけど。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

○塚元証人 公文書とかなんとかいうのが自分はいまだによくわからないので、もろたんのはこんだけもろただけで、配ったんは自分です。

○山本（恒）副委員長 ほかに。この件についてはええですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、第2点目の転貸借契約当時の旧アルファビゼンの状況について、発覚時の対応についてでありますか……。

〔「自分が言うんですか」と塚元証人発言する〕

〔「質問がよくわかってないよ」と呼ぶ者あり〕

旧アルファビゼンを転貸借いうて又貸しのような感じでアルファがあったような状態のそのときのことをお願いしたいと思うんですけど。

塚元証人。

○塚元証人 それは野菜工場か何かしよるときのことでしょうか。転貸しのいう意味は。ちょっと意味がちょっとわからないんですけど。野菜工場をする前は自分が中入って見えます。見たときに脚立いうんですかね、脚立をようけ並べて足場板が上に載ったんです。それから、発電機が入り口のカネヒラさんのわっかんの横にあったです。それから、何いうんですかね、こういう電線というより長いやつです。アルファの中にずっと引っ張って、サーテライトがぼやんとついたら、何個か。五、六人、おられたです。それで、吹き抜けのところがあるんです、アルファは。1階と2階だけ。その吹き抜けに屋根を何かたたいてつくりようたです。天井をつくりようたんでしょね。1人首袋を提げているのを自分は見ました。その人の顔は何となく覚えてます。

○山本（恒）副委員長 いろいろと後から、どういふんですかね、前の永井さんがやめる言われたようなことから、文書では片上まちづくりの人なんかにもうやめるんです言うたりしょうて、それからがまだ新しくその工場ができたとかんんとか言ったりするような話があったんですけど、そこら回りのことはどないですか。

塚元証人。

○塚元証人 永井は私の友人です。23年2月28日に片上まちづくりは解散宣言になつとんで。議決で皆で。その後に野菜工場ができとんで。永井さんがわしに、あれは蛍光灯で棚はクー

リングオフか何かで2週間で戻すやつでしとんでいうて言ようた。それで自分はちょっと疑問があるんで、あっちこっち聞いたら、鶴海のエグチさんがおるんです。この人も自分とは古いつき合いです。鶴海のエグチさんが幡上義一さんはここでも水まきしようたでと。僕が、アルファで何か野菜しようらしいで言うたら、そんなものは育たんじゃろうと、アルファじゃ無理じゃと言うとりました。そのときにトン袋を20か30、自分はエグチさんのところの山の上の倉庫の中で見てます。

以上です。

○山本（恒）副委員長 この件について、皆さん何かお尋ねすることがございませんか。

橋本委員。

○橋本委員 お尋ねいうよりも、この転貸借自体が市も了解をした上で転貸借されとるわけで、それがどのような問題になるのか、例えば野菜工場で使っておったらそりゃだめだとかというような用途制限がついておるんならまだしも、別段その転貸借に用途制限もなかったんで、転貸借を受けた備前まちづくりですかね、株式会社。これが野菜工場をやっておった。我々も当時議員として視察した覚えがありますが、別にそれが問題だというふうには思いませんでした。あえてここでこのように調査項目に加えられたのはどういう意図かが、私はわかりません。何かここで法律違反か何かがあったんかどうか、そこら辺がわからないんです。

○山本（恒）副委員長 塚元証人。

〔「いいでしょうか」と塚元証人発言する〕

○塚元証人 わからんのは調べんからわからんで、一番おかしいのは野菜工場を調べるしか本当はないんです。書類がそろるのが100条ですから。書類がそろわんのです。ほか。だから、野菜工場やったら機材を入れてますからね、だから機材の搬入と、それから出したときと、そういう資料を僕は欲しいんです。それで、川崎さんにこの資料を集めてくれ言うとんです。

以上です。

○山本（恒）副委員長 ほかに、よろしいかな。

契約、転貸借の件については。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で塚元年弘さんの証人に対する尋問を全て終了いたしました。なお、今後の調査については再度証人として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際は御協力いただきますようよろしくお願いいたします。本日は長時間ありがとうございました。退出していただいで結構です。

この際、暫時休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後0時14分 再開

○山本（恒）副委員長 これより再開いたします。

本日の証人の件はここで終わります。

昼から幹事会と委員会を再開します。

立川委員。

○立川委員 きょうの式次第で、2番、記録の提出要求と次回の委員会という審議が残ったんですが、これはスケジュールを教えていただけたら。

○山本（恒）副委員長 それは1時から幹事会をして、それが済んだ後になる。

田口委員。

○田口委員 きょうこれで終わったんだから、幹事会はいいですけど、では幹事会をして2時から委員会をするそのシナリオのストーリーはできとんですか。例えば、幹事会して何も進展がなかったら委員会を開いたって意味がないわけだから。例えば、きょう幹事会をして、あしたでもするとか、あさってでもするとかというんならともかく、1時から幹事会して、2時からするんじゃない。私は釈然としません。

○山本（恒）副委員長 どねえしたらよろしいかな。

〔「残ったんじゃから、それやらにゃいけまあ」「それなら、幹事会する前にせにゃあ」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午後0時17分 休憩

午後2時25分 再開

○山本（恒）副委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、幹事会において協議された記録の提出について御意見があればお受けします。

守井委員。

○守井委員 もちろんここで書かれてることは当然だと思うんですけども、備前市長に要求している資料が、同じようなものが開示請求によって本人に請求されてる、本人が持つてる資料いうのがあるんじゃないかと思うんです。いわゆる開示請求した分について、その資料を本人が持つてる資料ってのがあるんじゃないかと思うわけなんです。だから、本人に対してここに書いてあるように27-19が必要じゃないかいうのが1点と、それから以前一般質問の中で、28年夏、市へ提出されたアルファビゼンに関する資料いうのがありまして、それを警察のほうへ市のほうは提出したというような議会答弁の中であつたと思うんですけども、やっぱしその資料が、市が持たれとんか出されたところへやられるのか、その2つの資料というのも参考に必要じゃないかというふうに私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○山本（恒）副委員長 それはまた理事会で決めてせにゃいけんのですかな。

暫時休憩します。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○山本（恒）副委員長 それでは、委員会を再開します。

もうほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

まず、備前市長に対する記録の提出につきましては、記載のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、備前市長に対する記録の提出につきましては、記載のとおり決定いたしました。

次に、塚元年弘氏に対する記録の提出につきましては、記載のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、塚元年弘氏に対する記録の提出につきましては、記載のとおり決定いたしました。

なお、これまでの関係人の住所、氏名、調査事項を含めて字句の整理につきましては、副委員長に御一任願えますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に提出する際に関係人の住所、氏名、調査事項を含めて字句の整理につきましては副委員長に御一任いただくことといたします。

続いて、順序が前後いたしますが、証人の出頭請求等の関係で、先に次回の委員会開催日についてお諮りいたします。

2月22日午後1時30分から開催することよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、次回の委員会は2月22日午後1時30分から開催することに決しました。

次に、幹事会において協議された証人の出頭請求案について御意見があればお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、本案を採決いたします。

まず、高坂泰氏に対する証人の出頭要求につきましては、記載のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、高坂泰氏に対する証人の出頭要求につきましては記載のとおり決定いたしました。

次に、田原隆雄氏に対する証人の出頭要求につきましては、記載のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、田原隆雄氏に対する証人の出頭要求につきましては、記載のとおり決定いたしました。

なお、これまでの関係人の住所、氏名、調査事項を含めまして字句の整理につきましては、副委員長に御一任願えますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に提出する際の関係人の住所、氏名、調査事項を含めまして字句の整理につきましては、副委員長に御一任いただくことといたします。

以上で本日の旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を閉会いたします。

皆さん、御苦勞さまでございました。

午後2時45分 閉会